

決 算 報 告 書

令和4年度(第12期)

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

貸 借 対 照 表
正 味 財 産 増 減 計 算 書
財 務 諸 表 に 対 す る 注 記
附 属 明 細 書
財 産 目 録
正味財産増減計算書内訳表
予算対比正味財産増減計算書

公益財団法人 奈良屋記念杉本家保存会

貸借対照表

令和5年 3月31日現在

資産の部

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	22,031,543	15,935,330	6,096,213	
棚卸資産	618,985	339,350	279,635	
前払費用	13,090	13,090	-	
未収入金	82,338,000	42,838,000	39,500,000	工事補助金8,000万
流動資産合計	105,001,618	59,125,770	45,875,848	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
現金預金	63,400,000	63,400,000	-	
建物	2,255,700	2,255,700	-	
所蔵品	666	666	-	
土地	618,000,000	618,000,000	-	
基本財産合計	683,656,366	683,656,366	-	
(2) その他の固定資産				
建物	2,342,513	2,527,607	△ 185,094	
備品	6	6	-	
電話加入権	46,000	46,000	-	
その他の固定資産合計	2,388,519	2,573,613	△ 185,094	
固定資産合計	686,044,885	686,229,979	△ 185,094	
資産合計	791,046,503	745,355,749	45,690,754	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	85,000,000	42,500,000	42,500,000	
未払法人税等	70,000	211,100	△ 141,100	
未払費用	140,184	147,339	△ 7,155	
前受金	660,000	1,080,000	△ 420,000	
仮受金	7,630,431	5,711,980	1,918,451	
預り金	386,945	387,127	△ 182	
流動負債合計	93,887,560	50,037,546	43,850,014	
負債合計	93,887,560	50,037,546	43,850,014	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産	683,656,366	683,656,366	-	
(うち基本財産への充当額)	683,656,366	683,656,366	-	
2. 一般正味財産	13,502,577	11,661,837	1,840,740	
(うち特定資産への充当額)	-	-	-	
正味財産合計	697,158,943	695,318,203	1,840,740	
負債及び正味財産合計	791,046,503	745,355,749	45,690,754	

正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

NO. 1

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増 減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	642	643	△ 1	
基本財産利息	642	643	△ 1	
② 受取会費	2,970,000	1,969,594	1,000,406	
友の会会費収入	2,970,000	1,969,594	1,000,406	
③ 事業収益	3,753,500	3,967,840	△ 214,340	
公開収入	831,500	1,661,840	△ 830,340	
出版掲載料	750,000	134,000	616,000	
賃貸事業収入	2,172,000	2,172,000	0	
④ 受取補助金	83,157,000	42,657,000	40,500,000	
補助金収入	83,157,000	42,657,000	40,500,000	
⑤ 受取寄付金	24,294,000	15,504,000	8,790,000	
寄付金	24,294,000	15,504,000	8,790,000	クラウドファンディング 1,057万円
⑥ 雑収益	1,527,671	6,673	1,520,998	
受取利息	171	71	100	
雑収入	1,527,500	6,602	1,520,898	
経常収益計	115,702,813	64,105,750	51,597,063	
(2) 経常費用				
① 事業費	112,127,416	57,942,856	54,184,560	
給料手当	1,462,968	1,462,968	0	(注)
臨時雇賃金	914,419	1,097,696	△ 183,277	(注)
法定福利費	265,700	261,191		(注)
福利厚生費	24,786	2,060	22,726	
物品販売仕入	1,394,134	-	1,394,134	
広告宣伝費	33,000	-	33,000	
水道光熱費	458,348	364,669	93,679	(注)
消耗品費	634,994	136,297	498,697	(注)
保険料	281,664	94,703	186,961	
修理費	100,078,100	50,094,439	49,983,661	
租税公課	71,590	-	71,590	(注)
減価償却費	185,094	257,156	△ 72,062	(注)
交際費	33,180	12,023	21,157	
旅費交通費	7,660	-	7,660	
通信費	350,042	453,946	△ 103,904	(注)
支払手数料	4,451,295	2,150,343	2,300,952	(注)
会議費	648	-	648	
諸会費	16,200	-	16,200	
印刷費	83,582	92,668	△ 9,086	
調査研究費	8,304	-	8,304	
諸費	806,114	532,904	273,210	
保全費	520,234	846,192	△ 325,958	
雑費	45,360	83,601	△ 38,241	

正味財産増減計算書

NO. 2

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増 減	備 考
② 管理費	1,734,657	1,720,550	14,107	
給料手当	162,552	162,552	0	(注)
臨時雇賃金	101,599	121,967	△ 20,368	(注)
法定福利費	29,522	29,023	499	(注)
福利厚生費	235,482	232,728	2,754	
水道光熱費	50,926	40,520	10,406	(注)
事務費	26,651	14,927	11,724	
消耗品費	16,916	15,145	1,771	(注)
賃借料	9,240	39,156	△ 29,916	
保険料	31,296	192,277	△ 160,981	
修繕費	-	148,000	△ 148,000	
租税公課	170,310	369,500	△ 199,190	法人税等 328,100
減価償却費	-	37,018	△ 37,018	(注)
交際費	3,296	120,239	△ 116,943	
旅費交通費	1,910	33,040	△ 31,130	
通信費	41,135	50,439	△ 9,304	(注)
支払手数料	681,160	64,730	616,430	(注)
会議費	70,072	40,000	30,072	
諸会費	10,800	-	10,800	
印刷費	4,838	-	4,838	
調査研究費	923	-	923	
諸 費	22,907	-	22,907	
保全費	63,122	9,289	53,833	
経常費用計	113,862,073	59,663,406	54,198,667	
当期経常増減額	1,840,740	4,442,344	△ 2,601,604	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	-	-	-	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	-	-	-	
当期経常外増減額	-	-	-	
当期一般正味財産増減額	1,840,740	4,442,344	△ 2,601,604	
一般正味財産期首残高	11,661,837	7,219,493	4,442,344	
一般正味財産期末残高	13,502,577	11,661,837	1,840,740	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	-	-	-	
当期指定正味財産増減額	-	-	-	
指定正味財産期首残高	683,656,366	683,656,366	-	
指定正味財産期末残高	683,656,366	683,656,366	-	
III 正味財産期末残高	697,158,943	695,318,203	1,840,740	

(注) 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」による費用配賦を含む科目

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却について

建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物・・・法人税法に規定する定額法

※ 基本財産の建物については帳簿価額が推定の最終処分価額で表示されているため、
償却済資産とみなして減価償却は実施しておりません。

無形固定資産・・・法人税法に規定による定額法

(3) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税込方式により行っております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額その残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	前期末残高	増加額	減少額	当期末残高
【基本財産】				
現金預金	63,400,000	-	-	63,400,000
建物	2,255,700	-	-	2,255,700
所蔵品	666	-	-	666
土地	618,000,000	-	-	618,000,000
小計	683,656,366	-	-	683,656,366
【特定資産】				
修繕積立資産	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	683,656,366	-	-	683,656,366

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
【基本財産】				
現金預金	63,400,000	63,400,000	-	-
建物	2,255,700	2,255,700	-	-
所蔵品	666	666	-	-
土地	618,000,000	618,000,000	-	-
小計	683,656,366	683,656,366	-	-
【特定資産】				
修繕積立資産	-	-	-	-
小計	-	-	-	-
合計	683,656,366	683,656,366	-	-

4. 担保に提供している資産

該当なし

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	備考
建物	2,255,700	-	2,255,700	基本財産
所蔵品	666	-	666	〃
土地	618,000,000	-	618,000,000	〃
建物	4,023,783	1,681,270	2,342,513	その他の固定資産
備品	1,374,595	1,374,589	6	〃
電話加入権	46,000	-	46,000	〃
合計	625,700,744	3,055,859	622,644,885	

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当債権なし

7. 保証債務等の偶発債務

該当保証債務なし

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
国指定文化財維持管理費補助金	京都府教育委員会	157,000	157,000	157,000	157,000	未収入金
京都府文化財保存費補助金(R4年度)	京都府教育委員会	-	1,000,000	-	1,000,000	未収入金
京都伝統産業未来構築事業補助金	京都市	-	1,000,000	-	1,000,000	未収入金
京都府文化財保存費補助金(R3年度)	京都府教育委員会	-	1,000,000	1,000,000	-	-
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	京都府教育委員会	42,500,000	80,000,000	42,500,000	80,000,000	未収入金
合計		42,657,000	83,157,000	43,657,000	82,157,000	

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

内 容	金 額
経常収益への振替額	-
経常外収益への振替額	-
合計	-

(単位：円)

該当事項なし

10. 関連当事者との取引内容

関連当事者との取引内容は、次のとおりです。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容	
						役員の兼務等	役員の兼務等

取引の 内容	取引金額	科目	期末残高 (単位：円)

該当事項なし

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

11. 重要な後発事象

該当事項なし

12. その他

該当事項なし

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表の注記 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高に記載をしているため記載を省略します。

2. 引当金の明細

該当事項なし

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	手元保管		運転資金として。	297,412
		郵便振替	ゆうちょ銀行 01090-2-74845	運転資金として。	78,834
		郵便振替	ゆうちょ銀行 00930-0-270207	運転資金として。	0
		普通預金	滋賀銀行／京都支店 305898	運転資金として。	129,676
		普通預金	滋賀銀行／京都支店 460122	運転資金として。	6,784,140
		普通預金	三菱UFJ銀行／京都中央支店 2946221	運転資金として。	0
		普通預金	三井住友信託銀行／京都支店 5775136	運転資金として。	1,146,885
		普通預金	京都銀行／本店営業部 4229171	運転資金として。	0
		普通預金	京都中央信用金庫／堀川支店 1153981	運転資金として。	5,842,200
		普通預金	りそな銀行／京都支店 0416518	運転資金として。	0
		普通預金	三井住友銀行／京都支店 9450026	運転資金として。	268,656
		普通預金	三井住友銀行／京都支店 9749790	運転資金として。	2,056
		通常貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として。	1,002,694
		通常貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として。	5,968,990
		定額貯金	ゆうちょ銀行	公益目的保有財産であり公益目的事業支出に充当。	510,000
			＜現金預金計＞	22,031,543	
	棚卸資産	京都市下京区矢田町116	公益目的保有財産であり公益目的事業に使用。	618,985	
	前払費用	損保ジャパン 火災保険料 3年4月～3年6月分	管理目的として支出する保険料の前払分。	13,090	
	未収入金	京都府教育委員会 国指定文化財維持管理費補助金他	管理目的の財源として使用する財産。	82,338,000	
流動資産合計				105,001,618	
(固定資産)	基本財産	現金預金 普通預金 三井住友信託銀行／京都支店 5775136		公益目的保有財産であり公益目的事業支出に充当。	63,400,000
		建物 京都市下京区矢田町116 木造瓦葺式階建他706.81㎡		公益目的保有財産で公益目的事業に供する不可欠特定財産。	2,255,700
		所蔵品 京都市下京区矢田町116 棟札等666点		公益目的保有財産で公益目的事業に供する不可欠特定財産。	666
		土地 京都市下京区矢田町116他2筆 宅地 1,049.90㎡		公益目的保有財産で公益目的事業に供する不可欠特定財産。	504,143,868
		京都市下京区新釜座町733他1筆 宅地 237.11㎡		公益目的保有財産であり公益目的事業に使用。	113,856,132
				＜基本財産計＞	683,656,366
その他の固定資産	建物	(共用財産)			2,342,513
		うち公益目的保有財産80%			1,874,010
		うち管理目的の財源として使用する財産20%			468,503

	備品	京都市下京区矢田町116	(共用財産)	6
			うち公益目的保有財産	1
	電話加入権	075-344-5724	うち管理目的の財源として使用する財産	5
			(共用財産)	46,000
			うち公益目的保有財産90%	41,400
			うち管理目的の財源として使用する財産10%	4,600
			＜その他の固定資産計＞	2,388,519
固定資産計		うち公益目的保有財産		686,044,885
				685,571,777
				473,108
資産合計				791,046,503
(流動負債)	未払金	保存修理強化対策事業	公益目的事業及び管理目的の業務に使用。	85,000,000
	未払法人税等	法人税・京都府・京都市 確定申告額	公益目的事業及び管理目的の業務に使用。	70,000
	未払費用	経費	公益目的事業及び管理目的の業務に使用。	140,184
	前受金	友の会会費令和3年度分	公益目的事業及び管理目的の業務に使用。	660,000
	仮受金		公益目的事業及び管理目的の業務に使用。	7,630,431
	預り金	敷金・社会保険料	公益目的事業・収益事業目的及び管理目的の業務に使用。	386,945
流動負債合計				93,887,560
負債合計				93,887,560
正味財産				697,158,943

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日

NO. 1

(単位：円)

科 目	公益目的事業			収益事業	法人会計 (管理費)	合 計
	保存事業	修繕特別会計	公益小計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
① 財産運用益	-	-	-	-	642	642
基本財産運用益	-	-	-	-	642	642
② 受取会費	1,237,136	-	1,237,136	-	1,732,864	2,970,000
友の会会員収入	1,237,136	-	1,237,136	-	1,732,864	2,970,000
③ 事業収入	1,581,500	-	1,581,500	2,172,000	-	3,753,500
公開収入	831,500	-	831,500	-	-	831,500
出版掲載料	750,000	-	750,000	-	-	750,000
賃貸事業収益	-	-	-	2,172,000	-	2,172,000
④ 受取補助金	3,157,000	80,000,000	83,157,000	-	-	83,157,000
補助金収入	3,157,000	80,000,000	83,157,000	-	-	83,157,000
⑤ 受取寄付金	2,535,000	21,759,000	24,294,000	-	-	24,294,000
寄付金	2,535,000	21,759,000	24,294,000	-	-	24,294,000
⑥ 雑収益	1,526,520	-	1,526,520	-	1,151	1,527,671
受取利息	-	-	-	-	171	171
雑収入	1,526,520	-	1,526,520	-	980	1,527,500
経常収益計	10,037,156	101,759,000	111,796,156	2,172,000	1,734,657	115,702,813

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日

NO. 2

(単位：円)

科 目	公益目的事業			収益事業	法人会計 (管理費)	合 計
	保存事業	修繕特別会計	公益小計			
(2) 経常費用						
① 事業費	8,443,424	102,627,090	111,070,514	1,056,902	-	112,127,416
給料手当	1,137,864	0	1,137,864	325,104	-	1,462,968
臨時雇賃金	711,214	0	711,214	203,205	-	914,419
法定福利費	206,657	0	206,657	59,043	-	265,700
福利厚生費	19,278	0	19,278	5,508	-	24,786
物品販売仕入	1,394,134	0	1,394,134	-	-	1,394,134
広告宣伝費	33,000	0	33,000	-	-	33,000
水道光熱費	356,493	0	356,493	101,855	-	458,348
消耗品費	603,588	0	603,588	31,406	-	634,994
支払保険料	219,072	0	219,072	62,592	-	281,664
修繕費	78,100	100,000,000	100,078,100	-	-	100,078,100
租税公課	1,470	0	1,470	70,120	-	71,590
減価償却費	185,094	0	185,094	-	-	185,094
交際費	26,587	0	26,587	6,593	-	33,180
旅費交通費	7,440	0	7,440	220	-	7,660
通信費	272,254	0	272,254	77,788	-	350,042
支払手数料	1,824,050	2,627,090	4,451,140	155	-	4,451,295
会議費	504		504	144		648
諸会費	12,600	0	12,600	3,600	-	16,200
印刷費	73,905	0	73,905	9,677	-	83,582
調査研究費	6,459	0	6,459	1,845	-	8,304
諸費	711,110	0	711,110	95,004	-	806,114
保全費	517,191	0	517,191	3,043	-	520,234
雑費	45,360	0	45,360	-	-	45,360
② 管理費	-	0	0	-	1,734,657	1,734,657
給与手当	-	0	0	-	162,552	162,552
臨時雇賃金	-	0	0	-	101,599	101,599
法定福利費	-	0	0	-	29,522	29,522
福利厚生費	-	0	0	-	235,482	235,482
水道光熱費	-	0	0	-	50,926	50,926
事務費	-	0	0	-	26,651	26,651
消耗品費	-	0	0	-	16,916	16,916
賃借料	-	0	0	-	9,240	9,240
保険料	-	0	0	-	31,296	31,296
租税公課	-	0	0	-	170,310	170,310
交際費	-	0	0	-	3,296	3,296
旅費交通費	-	0	0	-	1,910	1,910
通信費	-	0	0	-	41,135	41,135
支払手数料	-	0	0	-	681,160	681,160
会議費	-	0	0	-	70,072	70,072
諸会費	-	0	0	-	10,800	10,800
印刷費	-	0	0	-	4,838	4,838
調査研究費	-	0	0	-	923	923
諸 費	-	0	0	-	22,907	22,907
保全費	-	0	0	-	63,122	63,122
経常費用計	8,443,424	102,627,090	111,070,514	1,056,902	1,734,657	113,862,073
当期経常増減額	1,593,732	△ 868,090	725,642	1,115,098	0	1,840,740

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日

NO. 3

(単位：円)

科 目	公益目的事業			収益事業	法人会計 (管理費)	合 計
	保存事業	修繕特別会計	公益小計			
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	-	-	-	-	-	-
経常外収益計	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用						
経常外費用計		-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-	-
他会計振替額	1,169,821	-	1,169,821	△ 1,169,821	-	-
当期一般正味財産増減額	2,763,553	△ 868,090	1,895,463	△ 54,723	0	1,840,740
一般正味財産期首残高						11,661,837
一般正味財産期末残高						13,502,577
II 指定正味財産増減の部						
一般正味財産への振替額	-	-	-		-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	-		-	-
指定正味財産期首残高						683,656,366
指定正味財産期末残高						683,656,366
III 正味財産期末残高						697,158,943

※ 修繕特別会計における指定正味財産期末残高は0円である。

予算対比正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

NO. 1

(単位：円)

科目	当年度予算額	当年度決算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	600	642	42	
基本財産利息	600	642	42	
② 受取会費	3,500,000	2,970,000	△ 530,000	
友の会会費収入	3,500,000	2,970,000	△ 530,000	
③ 事業収益	2,719,552	3,753,500	1,033,948	
公開収入	645,000	831,500	186,500	
出版掲載料	100,000	750,000	650,000	
賃貸事業収入	1,974,552	2,172,000	197,448	
④ 受取補助金	80,000,000	83,157,000	3,157,000	
国・地方公共団体補助金収入	80,000,000	83,157,000	3,157,000	
⑤ 受取寄付金	13,200,000	24,294,000	11,094,000	クラウドファンディング 1,372万円
⑥ 雑収入	300,030	1,527,671	1,227,641	
受取利息	30	171	141	
雑収入	300,000	1,527,500	1,227,500	
経常収益計	99,720,182	115,702,813	15,982,631	

科目	当年度予算額	当年度決算額	増 減	備 考
(2) 経常費用				
① 事業費	107,005,300	112,127,416	5,122,116	
給料手当	2,160,000	1,462,968	△ 697,032	
臨時雇賃金	900,000	914,419	14,419	
法定福利費	-	265,700	265,700	
厚生費	321,000	24,786	△ 296,214	
物品販売仕入	50,000	1,394,134	1,344,134	
広告宣伝費	300,000	33,000	△ 267,000	
水道光熱費	405,000	458,348	53,348	
消耗品費	540,000	634,994	94,994	
保険料	-	281,664	281,664	
修理費	100,030,000	100,078,100	48,100	
租税公課	-	71,590	71,590	
減価償却費	49,000	185,094	136,094	
交際費	-	33,180	33,180	
旅費交通費	70,000	7,660	△ 62,340	
通信費	213,300	350,042	136,742	
支払手数料	50,000	4,451,295	4,401,295	クラウドファンディング 手数料262万
会議費	-	648	648	
諸会費	-	16,200	16,200	
印刷費	100,000	83,582	△ 16,418	
調査研究費	50,000	8,304	△ 41,696	
諸費	710,000	806,114	96,114	
保全費	1,000,000	520,234	△ 479,766	
雑費	57,000	45,360	△ 11,640	
② 管理費	3,021,700	1,734,657	△ 1,287,043	
給与手当	240,000	162,552	△ 77,448	
臨時雇賃金	100,000	101,599	1,599	
法定福利費	330,000	29,522	△ 300,478	
福利厚生費	9,000	235,482	226,482	
水道光熱費	45,000	50,926	5,926	
事務費	30,000	26,651	△ 3,349	
消耗品費	60,000	16,916	△ 43,084	
賃借料	160,000	9,240	△ 150,760	
保険料	280,000	31,296	△ 248,704	
租税公課	430,000	170,310	△ 259,690	
減価償却費	251,000	-	△ 251,000	
交際費	210,000	3,296	△ 206,704	
旅費交通費	80,000	1,910	△ 78,090	
通信費	23,700	41,135	17,435	
支払手数料	750,000	681,160	△ 68,840	
会議費	-	70,072	70,072	
諸会費	-	10,800	10,800	
印刷費	-	4,838	4,838	
調査研究費	-	923	923	
諸費	-	22,907	22,907	
保全費	-	63,122	63,122	
雑費	23,000	-	△ 23,000	
経常費用計	110,027,000	113,862,073	3,835,073	
当期経常増減額	△ 10,306,818	1,840,740	12,147,558	

NO. 3

(単位：円)

科目	当年度予算額	当年度決算額	増 減	備 考
2. 経常外増減の部				
（1）経常外収益	-	-	-	
（2）経常外費用	-	-	-	
当期経常外増減額	-	-	-	
他会計振替額	-	-	-	
当期一般正味財産増減額	△ 10,306,818	1,840,740	12,147,558	
一般正味財産期首残高	872,045	11,661,837	10,789,792	
一般正味財産期末残高	△ 9,434,773	13,502,577	22,937,350	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	-	-	-	
当期指定正味財産増減額	-	-	-	
指定正味財産期首残高	683,656,366	683,656,366	0	
指定正味財産期末残高	683,656,366	683,656,366	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	674,221,593	697,158,943	22,937,350	

（注）一般正味財産期首残高は、前年度決算額の確定により、当該決算に基づく正味財産期末残高の金額に置き換わるものとする。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

法人名		屋号 ()		事業年度		自令和 4 年 4 月 1 日		至令和 5 年 3 月 31 日		税務署 処理欄		
		公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会		電話 (075) 344 - 5724		自社ホームページの有無 ☐ 有 ☐ 無		(自社ホームページアドレス)				
法人番号												
1 事業内容	(公益財団法人の不動産賃貸業) 業		2 支店・子会社の状況		(1) 国内 支店・店舗数				(2) 国内 国内子会社の数			
	不動産賃貸業				(1) 支店・店舗数				(2) 海外子会社の数			
					所在地国 1		従業員数		うち出資割合が 50%以上の海外子会社の数			
					所在地国 2		従業員数		出資割合 %			
4 期末従事員の状況(単位:人)	(1) 常勤役員				(1) 輸入				(2) 取引金額(百万円)			
	その他				輸出				有			
					無				手数料			
	計				輸入輸出				証券の売買			
5 P C の利用状況	(1) 期末従事員の状況(単位:人)				(1) 相手国		主な商品		(2) 輸出入以外引			
	計のうち代表者家族数				相手国		主な商品		有			
	計のうちアルバイト数								無			
									その他 ()			
6 販売形態	(2) 賃金の定め方				(1) 常勤役員				(2) 試用表の作成状況			
	A 固 定 給				P C の利用形態				(3) 源泉徴収対象所得			
	B 歩 合 給				(3) P C の利用形態				給 与			
	A B 併用				(4) 会計ソフトの利用等				配 当			
7 株主又は役員報酬額の異動の有無	(3) 社宅・寮の有無				(5) 会計ソフト名				(4) 当期課税売上高(単位:千円)			
	有				(6) メールソフト名				税 抜 経理方式			
	無				(7) データの保存先				税 込 経理方式			
					(1) 電子商取引(インターネット取引)				(5) 社内監査			
10 主要科目(単位:千円)	※各科目の単位:千円				(2) 販売チャンネル				9 役員又は役員報酬額の異動の有無			
	売上(収入)高		2 1 7 2		(2) 自社 H P				有			
	上記のうち兼業売上(収入)高				(2) 他社 H P				無			
	売上(収入)原価				株主又は役員報酬額の異動の有無				有			
11 代表者に対する報酬等の金額	期首棚卸高				特別損失				税引前当期損益		1 5 2 7 7	
	原材料費(仕入高)注2				資産の部合計(負債の部合計+純資産の部合計)				現金預金			
	労務費 ※福利厚生費等を除いてください				現金				受取手形			
	外注費				受取掛金 ※貸倒引当金控除前				売掛金 ※貸倒引当金控除前、注3			
営業損益	期末棚卸高				棚卸資産(未成工事支出金)				貸付金			
	減価償却費				貸付金				建物 ※減価償却累計額控除後			
	地代家賃				建物				機械装置 ※減価償却累計額控除後			
					車両・船舶 ※減価償却累計額控除後				土地			
特別利益	売上(収入)総利益		2 1 7 2		負債の部合計(資産の部合計-純資産の部合計)				支払手形			
	役員報酬				支払掛金				買掛金			
	従業員給料		5 2 8		個人借入金				その他借入金			
	交際費		6		純資産の部合計(資産の部合計-負債の部合計)							
貸付金	減価償却費				貸付金				仮払金			
	地代家賃				借入金				仮受金			
	営業損益		1 1 8 5									
	特別利益											

この用紙はとじこまないでください

12 事業形態	(1) 兼業の状況	(兼業種目) 不動産賃貸業 (兼業割合) 100.0 %				13 主な設備等の状況					
	(2) 事業内容の特異性	公益財団法人の不動産賃貸業									
	(3) 売上区分	現金売上	100.0 %	掛売上	0.0 %						
14 決済日等の状況	売上	締切日		決済日		16 税理士の関与状況	(1) 氏名	税理士法人優和 京都本部			
	仕入	締切日		決済日			(2) 事務所所在地	京都市中京区御池通高倉西入高宮町 200番地 千代田生命京都御池ビル6階			
	外注費	締切日		決済日			(3) 電話番号	075-252-0002			
	給料	締切日		支給日			☐ 申告書の作成 ☐ 調査立会 ☐ 税務相談				
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称					(4) 関与状況	☐ 決算書の作成 ☐ 伝票の整理 ☐ 補助簿の記帳				
	現金出納帳					☐ 総勘定元帳の記帳 ☐ 源泉徴収関係事務					
						17 加入組合等の状況					
							(役職名)				
							(役職名)				
					営業時間		開店時	閉店時			
18 月別の売上高の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金金額		外注費	人件費	源泉徴収税額		従業員数	
	4月	千円 181	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人	
	5月	181									
	6月	181									
	7月	181									
	8月	181									
	9月	181									
	10月	181									
	11月	181									
	12月	181									
	1月	181									
	2月	181									
3月	181										
	計	2,172					528				
	前期の実績	2,172					748				
19 当期の営業成績の概要											

令和 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	青色申告 一連番号
納税地	京都市下京区綾小路通新町西入 矢田町116 電話 (075) 344 - 5724	通算グループ 整理番号	通算親法人 整理番号	法人区分	事業種目	期末現在の資本の額 又は出資金の額 円 非中小法人	整理番号 事業年度 (至)
(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン ナラヤキネンシギモトケホゾンカイ	法人区分	事業種目	期末現在の資本の額 又は出資金の額 円 非中小法人	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日
法人名	公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	法人税	中間 期限後 修正	申告区分
法人番号		同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	法人税	中間 期限後 修正	申告区分
(フリガナ)		同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	法人税	中間 期限後 修正	申告区分
代表者		同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	法人税	中間 期限後 修正	申告区分
代表者住所		同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	法人税	中間 期限後 修正	申告区分

令和 0 4 年 0 4 月 0 1 日	事業年度分の法人税 確定 申告書	適用額明細書 提出の有無	(有) (無)
令和 0 5 年 0 3 月 3 1 日	課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書	税理士法第30条 の書面提出有	(有) (無)
	(中間申告の場合 の計算期間 令和 年 月 日)	税理士法第33条 の2の書面提出有	(有) (無)

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	十億 百万 千 円	所得税の額 (別表六「6の③」)	16	十億 百万 千 円
法人税額 (52) + (53) + (54)	2		外国税額 (別表六「2」「24」)	17	
法人税額の特別控除額 (別表六「6」「5」)	3		計 (16) + (17)	18	
税額控除超過額 相当額等の加算額	4		控除した金額 (12)	19	
課税土地譲渡利益金額 (別表三「(24) + 別表二 (12) + 別表二(13)」)	5		控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20	
同上に対する税額 (74) + (75) + (76)	6		この申告による 還付金額	21	
課税留保金額 (別表三「(4)」)	7		中間納付額 (14) - (13)	22	
同上に対する税額 (別表三「(8)」)	8		欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9		計 (21) + (22) + (23)	24	
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六「五の②」「7」+別表十七「三の六」)	10		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (59)	25	
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	11		この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (64)	26	
控除税額 (9) - (10) - (11) - (12)	12		欠損金及び災害損失等の当座控除額 (別表七「(4)の計」+別表七「三」 若しくは「2」又は別表七「四」)	27	
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13		繰越欠損金又は災害損失金 (別表七「(5)の合計」)	28	
中間申告分の法人税額	14		この申告による還付金額	42	
差引確定 (13) - (14)	15		中間納付額 (40) - (39)	43	
課税標準 所得金額に対する法人税額 (29) - (30) + (31) + (32) + (33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40)	29		計 (42) + (43)	44	
課税標準 課税留保金額 に対する法人税額 (8)	30		この申告前の 所得金額に 対する法人税額 (67)	45	
課税標準法人税額 (29) + (30)	31		課税留保金額に 対する法人税額 (68)	46	
地方法人税額 (57)	32		課税標準法人税額 (69)	47	
税額控除超過額相当額 の加算額 (別表六「2」付表六「14」の計)	33		この申告により納付 すべき地方法人税額 (73)	48	
課税留保金額に係る 地方法人税額 (58)	34		剰余金・利益の配 当 (剰余金の分配)の金額		
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35		剰余財産の最 後の分配又は 引渡しの日		
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六「五の②」「8」+別表十七「三の六」 「4」) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40)	36		令和 年 月 日		
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	37		決算確定の日	0 5 0 6 2 8	
外国税額の控除額 (35) - (36) - (37) + (77)のうちの金額	38		還付を受ける金融機関等		
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	39		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		
中間申告分の地方法人税額	40		口座 番号		
差引確定 (39) - (40)	41		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		

事業 年度等	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
-----------	-------------------------	-----	-----------------------

法人税額の計算									
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円×$\frac{12}{12}$のうち少ない金額)又は別表三(表57)		49	000	(49)の15%又は19%相当額	52				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{12}$		50	000	(50)の22%相当額	53				
その他の所得金額 (1) - (49) - (50)		51	000	(51)の19%又は23.2%相当額	54				
地方法人税額の計算									
所得の金額に対する法人税額 (29)		55	000	(55)の10.3%相当額	57				
課税留保金額に対する法人税額 (30)		56	000	(56)の10.3%相当額	58				
この申告が修正申告である場合の計算									
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	59		地方税法額の計算	この申告前の	所得の金額に対する法人税額	67	
		課税土地譲渡利益金額	60				課税留保金額に対する法人税額	68	
		課税留保金額	61				課税標準法人税額 (67) + (68)	69	000
		法人税額	62				確定地方法人税額	70	
		還付金額	63	外			還付金額	71	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15) - (62))若しくは((15) + (63))又は((63) - (24))		64	外	00	この申告前の	欠損金の繰戻しによる還付金額	72	
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65		この申告により納付すべき地方法人税額 ((41) - (70))若しくは((41) + (71) + (72))又は((71) - (44)) + ((72) - (44)の外書))		73	00	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		66							
土地譲渡税額の内訳									
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)		74	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)		76	00		
同上 (別表三(二の二)「28」)		75	0						
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算									
外国税額 (別表六(二)「57」)		77		控除しきれなかった金額 (77) - (78)		79			
控除した金額 (38)		78							

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業 年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
----------	-------------------------	-----	-----------------------

別表四(簡易様式)

令四・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額		処 分	
				留 保	社 外 流 出
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額		円	円	配 当	円
		△54,723	△54,723	その他	
加	損金経理をした法人税及び 地方法人税(附帯税を除く。)	2			
	損金経理をした道府県民税 及び市町村民税	3			
	損金経理をした納税充当金	4	70,000		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		その他	
	減価償却の償却超過額	6			
	役員給与の損金不算入額	7		その他	
	交際費等の損金不算入額	8		その他	
	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		外※	
		10			
	小 計	11	70,000	外※	0
減	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業 税等の金額	13	30,200		
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15		※	
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※	
	法人税等の中間納付額及び 過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19		※	
	通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20		※	
		21			
	小 計	22	30,200	外※	0
仮 計 (1)+(11)-(22)		23	△14,923	外※	0
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二)「29」又は「34」)		24		その他	
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)		25	△	※	△
仮 計 (23)から(25)までの計)		26	△14,923	外※	0
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)		27		その他	
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6の③」)		29		その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)の二)「7」)		30		その他	
分税調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得等相当額 (別表六(五)の二)「5の②」+別表十七(三)の六)「1」)		31		その他	
合 計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)		34	△14,923	外※	0
中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額		37		※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		38		※	
差 引 計 (34)+(37)+(38)		39	△14,923	外※	0
更生欠損金又は民事再生法等適用に係る場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)		40	△	※	△
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)		41		※	
差 引 計 (39)+(40)±(41)		43	△14,923	外※	0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+別表七(四)「10」)		44	△	※	△
総 計 (43)+(44)		45	△14,923	外※	0
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額		51	△		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額		52	△14,923	外※	0

(簡)

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会	別表五(一)
------	-------------------------	-----	-----------------------	--------

令四・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書									
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③			
			減		増				
			①	②	③			④	
利 益 準 備 金	1	円		円	円		円		
別 途 積 立 金	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
	20								
	21								
	22								
	23								
	24								
繰越損益金（損は赤）	25	392,294		392,294	337,571		337,571		
納 税 充 当 金	26	211,100		211,100	70,000		70,000		
未（退 納職 する 年 法 金 等 の 人 積 を 立 除 く に 等）	未納法人税及び未納地方法人税 （附帯税を除く。）	27	△ 104,400	△ 104,400	中間 確定	△	0		
	未払通算税効果額 （附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28			中間 確定				
	未納道府県民税 （均等割額を含む。）	29	△ 20,900	△ 20,900	中間 確定	△ 20,000	△ 20,000		
	未納市町村民税 （均等割額を含む。）	30	△ 55,600	△ 55,600	中間 確定	△ 50,000	△ 50,000		
差 引 合 計 額	31	422,494		422,494	337,571		337,571		

II 資本金等の額の計算に関する明細書									
区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①－②＋③			
			減		増				
			①	②	③			④	
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円		円	円		円		
資 本 準 備 金	33								
	34								
	35								
差 引 合 計 額	36	0		0	0		0		

税 目 及 び 事 業 年 度			期 末 首 納 税 在 額	当期発生税額	当 期 中 の 納 付 税 額			期 末 現 在 額
			①	②	③	④	⑤	①+②-③-④-⑤
法人税及び地方人税	： 　　：		1	円		円	円	円
	令 3 4 1 令 4 3 31		2	104,400	104,400			0
	当期分	中 間	3					
		確 定	4					
	計		5	104,400	0	104,400	0	0
道府県民税	： 　　：		6					
	令 3 4 1 令 4 3 31		7	20,900	20,900			0
	当期分	中 間	8					
		確 定	9		20,000			20,000
	計		10	20,900	20,000	20,900	0	20,000
市町村民税	： 　　：		11					
	令 3 4 1 令 4 3 31		12	55,600	55,600			0
	当期分	中 間	13					
		確 定	14		50,000			50,000
	計		15	55,600	50,000	55,600	0	50,000
事業人税事及び税特別	： 　　：		16					
	令 3 4 1 令 4 3 31		17	30,200	30,200			0
	当 期 中 間 分		18					
	計		19	30,200	0	30,200	0	0
その他の	損金算入のもの	利 子 税	20					
		延 滞 金 (延納に係るもの)	21					
		印 紙 税 他	22	120		120	0	
			23					
	損金不算入のもの	加算税及び加算金	24					
		延 滞 税	25					
		延 滞 金 (延納分を除く。)	26					
		過 怠 税	27					
		源 泉 所 得 税	28					
			29					
納 税 充 当 金 の 計 算								
期 首 納 税 充 当 金		30	211,100円	取崩額	損 金 算 入 の も の	36	円	
繰入額	損金経理をした納税充当金	31	70,000		損 金 不 算 入 の も の	37		
		32				38		
	計 (31)+(32)	33	70,000		仮 払 税 金 消 却	39		
取崩額	法 人 税 額 等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34	180,900		計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40	211,100	
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35	30,200		期 末 納 税 充 当 金 (30)+(33)-(40)	41	70,000	
通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方人税個別帰属額の発生状況等の明細								
事 業 年 度			期 末 首 決 済 在 額	当 期 発 生 額	当 期 中 の 決 済 額		期 末 現 在 額	
			①	②	③	④	⑤	
： 　　：			42	円	円	円	円	
： 　　：			43					
当 期 分	計	44	中間	円				
			確定					
計			45					

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
------	-------------------------	-----	-----------------------

別表七(一)

令四・四・一以後終了事業年度分

控 除 前 所 得 金 額 (別表四「43の①」)		1	△14,923	損 金 算 入 限 度 額 (1) × $\frac{50 \times 100}{100}$	2	△14,923
事 業 年 度	区 分	控 除 未 済 欠 損 金 額		当 期 控 除 額 (当該事業年度の(3)と((2)－ 当該事業年度前の(4)の合計 額)のうち少ない金額)	翌 期 繰 越 額 ((3)－(4))又は(別表七(四)「15」)	
		3		4	5	
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		円	円	
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円	
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
計						
当 期 分	欠 損 金 額 (別表四「52の①」)		14,923	欠 損 金 の 繰 戻 し 額		
	同 上 の う ち	災 害 損 失 金				
		青 色 欠 損 金	14,923			14,923
合 計						14,923
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 計 算						
災 害 の 種 類				災害のやんだ日又はやむを得ない事情 のやんだ日		・
災 害 を 受 け た 資 産 の 別			棚 卸 資 産	固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰越資産を含む)		計 ①+②
			①	②		③
当 期 の 欠 損 金 額 (別表四「52の①」)			6			円
災 害 に 損 害 を 受 け た 資 産 の 損 失 の 額	資産の滅失等により生じた損失の額		7	円		円
	被害資産の原状回復のための費用等に 係る損失の額		8			
	被害の拡大又は発生の防止のための 費用に係る損失の額		9			
	計 (7) + (8) + (9)		10			
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額			11			
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (10) - (11)			12			
同 上 の うち 所 得 税 額 の 還 付 又 は 欠 損 金 の 繰 戻 し の 対 象 と な る 災 害 損 失 金 額			13			
中 間 申 告 に お け る 災 害 損 失 欠 損 金 の 繰 戻 し 額			14			
繰 戻 し の 対 象 と な る 災 害 損 失 欠 損 金 額 ((6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額)			15			
繰 越 控 除 の 対 象 と な る 損 失 の 額 ((6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額)			16			

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
------	-------------------------	-----	-----------------------

別表十四
(二)

令四・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合					
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円		
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	26			
		その他の寄附金額	3				その他の寄附金額		27	
		計 (1)+(2)+(3)	4						計 (25)+(26)+(27)	28
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5							計 (29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)
		計 (4)+(5)	6				所得金額仮計 (別表四「26の①」)		30	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7	寄附金支出前所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)		31					
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			同上の $\frac{50}{100}$ 相当額	32				
	同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額	9	公益社団法人又は公益財団法人の 公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)			33				
	期末の資本金等の額又は資本金の額及び 資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額 (別表五(一)「36の④」)又は(別表五(一)「32の④」+「33の④」) (マイナスの場合は0)	10			長期給付事業を行う共済組合等の 損金算入限度額 (25)と融資額の年5%相当額のうち少ない金額	34				
	同上の月数換算額 (10) $\times \frac{1}{12}$	11	損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額 又は(31)と(33)のうち多い金額			35				
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12			指定寄附金等の金額 (41の計)	36				
	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) $\times \frac{1}{4}$	13	国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する 寄附金額 (28)の寄附金額のうち同上の寄附金 以外の寄附金額 (28)-(36)			37				
	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) $\times \frac{6.25}{100}$	14			同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	38				
	期末の資本金等の額又は資本金の額及び 資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額の月数換算額の (11) $\times \frac{3.75}{1,000}$	15	国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する 寄附金額 (36)			39				
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別 損金算入限度額 ((14)+(15)) $\times \frac{1}{2}$	16			計 (38)+(39)	40				
	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	17	計 (21)+(22)+(23)			41				
	指定寄附金等の金額 (1)	18			計 (21)+(22)+(23)	42				
	国外関連者に対する寄附金額及び本店 等に対する内部寄附金額	19	計 (21)+(22)+(23)			43				
	(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の 寄附金額 (4)-(19)	20			計 (21)+(22)+(23)	44				
	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(13)-(17)-(18)	21	計 (21)+(22)+(23)			45				
	国外関連者に対する寄附金額及び 本店等に対する内部寄附金額 (19)	22			計 (21)+(22)+(23)	46				
	完全支配関係がある法人に対する 寄附金額 (5)	23	計 (21)+(22)+(23)			47				
	計 (21)+(22)+(23)	24			計 (21)+(22)+(23)	48				
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)	49							
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	50						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		51						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	52						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		53						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	54						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		55						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	56						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		57						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	58						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		59						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	60						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		61						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	62						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		63						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	64						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		65						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	66						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		67						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	68						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		69						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	70						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		71						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	72						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		73						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	74						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		75						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	76						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		77						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	78						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		79						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	80						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		81						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	82						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		83						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	84						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		85						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	86						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		87						
計 (21)+(22)+(23)	24		計 (21)+(22)+(23)	88						
計 (21)+(22)+(23)	24	計 (21)+(22)+(23)		89						
計 (21)+(22										

交際費等の損金算入に関する明細書

事業 年度	令 4. 4. 1	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
	令 5. 3. 31		

別表十五

令四・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円 6,593	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円 6,593
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) $\times \frac{50}{100}$	2	0			
中小法人等の定額控除限度額 (1)と $((800万円 \times \frac{12}{12})$ 又は 別表十五付表「5」)のうち少ない金額)	3	6,593	損金不算入額 (1)－(4)	5	0

支出交際費等の額の明細

科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
交 際 費	円 6,593	円	円 6,593	円 0
計	6,593	0	6,593	0

令和 年 月 日 税務署長殿	自平成 04 年 04 月 01 日 至平成 05 年 03 月 31 日	事業年度分の適用額明細書 (当初提出分) ・ 再提出分
--	--	--------------------------------

[illegible]

※処理事項		発信年月日 通信日付印		確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
受付印		令和 年 月 日		法人番号		この申告の基礎			申告年月日
京都府知事 殿						法人税の令和 年 月 日			令和 年 月 日
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)		京都市下京区綾小路通新町西入 矢田町116 (電話 075-344-5724)				事業種目		公益財団法人の不動産業	
(ふりがな)		こうえきざいだんほうじん ならやきねんすぎもとけぼんかい				期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)		兆 十億 百万 千 円	
法人名		公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会				同上が1箇以下で普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		兆 十億 百万 千 円	
(ふりがな) 代表者氏名		(ふりがな) 経理責任者氏名				期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		兆 十億 百万 千 円	
						期末現在の額		兆 十億 百万 千 円	

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度分又はの道府県民税の確定申告書 ※

(事業税)	摘要		課税標準		税率(100)	税額		(使途秘匿金税額等)		道府県民税	
	所得金額総額 (68)-(69)又は別表5(34)		兆 十億 百万 千 円			△14923		法人税法の規定によって計算した法人税額		0	
	年400万円以下の金額		000		3.50	00		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
	年400万円を超え年800万円以下の金額		000		5.30	00		還付法人税額等の控除額			
	年800万円を超える金額		000		7.00	00		退職年金等積立金に係る法人税額			
	計 (29)+(30)+(31)		000			00		課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④		000	
	軽減税率不適用法人の金額		000		7.00	00		2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		000	
	付加価値額総額		000			00		法人税割額 (5)又は(6)×100		1.00	
	付加価値額		000			00		道府県民税の特定寄附金税額控除額			
	資本金等の額総額		000			00		税額控除超過相当額の加算額			
	資本金等の額		000			00		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
	収入金額総額		000			00		外国の法人税等の額の控除額			
	収入金額		000			00		仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
	合計事業税額 (29)+(35)+(37)+(39)又は(33)+(35)+(37)+(39)		00			00		差引法人税割額 (7)-(8)+(9)-(10)-(11)-(12)		00	
	事業税の特定寄附金税額控除額		00			00		既に納付の確定した当期分の法人税割額		00	
差引事業税額 (40)-(41)-(42)		00			00		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		00			00		この申告により納付すべき法人税割額 (13)-(14)-(15)		00		
所得割		00		付加価値割	00		均等割		12月		
資本割		00		収入割	00		20,000円×(17)/12		20000		
(66)のうち見込納付額		0		差引	0		既に納付の確定した当期分の均等割額		00		
摘要		課税標準		税率(100)	税額		この申告により納付すべき均等割額 (18)-(19)		20000		
所得割に係る特別法人事業税額		00		37.0	00		この申告により納付すべき道府県民税額 (16)+(20)		20000		
収入割に係る特別法人事業税額		00			00		(21)のうち見込納付額		20000		
合計特別法人事業税額 (23)+(24)		00			00		差引 (21)-(22)		0		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		00		差引特別法人事業税額(25)-(26)	00		特別区分の課税標準額		000		
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		00		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	00		同上的税額 (24)×100				
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (27)-(28)-(29)		00		(30)のうち見込納付額	00		市町村分の課税標準額		000		
差引		0			0		同上的税額 (25)×100				
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))		△14923		63				法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
加算		損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額		64				法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額			
減算		損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額		65				決算確定の日		令和 5・6・28	
減算		益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額		66				解散の日		・	
内訳		外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額		67				残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・	
仮計 (33)+(34)+(35)-(66)-(67)		△14923		68				申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税 有・無 法人税 有・無	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額				69				法人税の申告書の種類		(青色)・その他	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))		△14923		70				この申告が中間申告の場合の計算期間		・	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				71				翌期の中間申告の要否		要・否 国外関連者の有無 有・無	
還付請求中間納付額				72				還付を受けようとする金融機関及び支払方法		口座番号()	

(道府県民税)

関与税理士名

代表社員

税理士法人優和

京都本部

(電話)

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業年度	令和 4 ・ 4 ・ 1 令和 5 ・ 3 ・ 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
------	-------------------------------	-----	-----------------------

第六号様式別表九（控用）

控除前所得金額 第6号様式⑧－(別表10⑨又は⑪)		①	円 損金算入限度額 △14,923		②	円 △14,923
			① × $\frac{50 \text{ 万円} \times 100}{100}$			
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ (当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額のうち少ない金額)	翌期繰越額⑤ (③－④)又は別表11⑩)	
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金	円		円		
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金				円	
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
計		0		0	0	
当期分	欠損金額等・災害損失金		14,923			
	同様のうち	災害損失金			円	
		青色欠損金	14,923		14,923	
合計					14,923	
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類				災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・	
当期の欠損金額⑥		円		差引災害により生じた損失の額(⑦－⑧)⑨	円	
災害により生じた損失の額⑦				繰越控除の対象となる損失の額(⑥と⑨のうち少ない金額)⑩		
保険金又は損害賠償金等の額⑧						

※処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	郵政 区分 管理番号	申告区分
			24670059	

受付印	令和 年 月 日	法人番号	申告年月日
京都市長	殿		年 月 日
所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	京都市下京区綾小路通新町西入 矢田町116 (電話 075-344-5724)	この申告の基礎	1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。
(ふりがな)	こうえきざいだんほうじん ならやきねんすぎもとけほぞんかい	事業種目	公益財団法人の不動産業
法人名	公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会	期末現在の資本金の額又は出資金の額	
(ふりがな)		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
代表者氏名	経理責任者氏名	期末現在の資本等	

令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度又は連結事業年度の市町村民税の 確定 申告書 ※

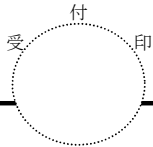
摘 要		課 税 標 準	税 率 (%)	税 割 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)	①	0		
法人税法の規定によって計算した法人税額				
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	000	6.00	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤ × ⑥)	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮			00
均 等 割 額	⑯	月 円× 10/12		50000
算定期間中において事務所等を有していた月数				
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			00
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑰	⑱			50000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑱	⑳			50000
㉔のうち見込納付額	㉑			50000
差 引	㉒			0

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数
本店	京都府京都市下京区		2
			2
合 計		2	2

区 名	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	令和 5・6・28	法人税の申告書の種類	青色・その他
下京区	12	2	50000	解散の日	・		
			00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・		
			00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	・	翌期の中間申告の要否	要・否
			00	この申告が中間申告の場合の計算期間	・	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
			00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号 (普通・当座)		
			00	還 付 請 求 税 額			
			00	法第15条の4 の徴収猶予を受けようとする税額			

関署
与税理士名
代表社員
税理士法人優和
京都本部

(電話 075125210002)



税 務 代 理 権 限 証 書

※整理番号

年 月 日 殿	税 理 士 又 は 税理士法人	氏 名 又 は 名 称	税理士法人 優和
		事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	税理士法人 優和 東京都港区四丁目4番5号 三田KMビル 電 話 (03) 3455 — 6666 連 絡 先 [税理士法人 優和 京都本部 京都市中京区御池高倉通西入高宮町200番地 電 話 (075) 252 — 0002]
		所属税理士会等	近畿 税 理 士 会 中 京 支 部 登 録 番 号 等 第 656-1 号

上記の ~~税理士~~ 税理士法人 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 年 月 日

過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
----------------------------	---	-------------------------------------

調査の通知に 関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
-----------------	---	-------------------------------------

代理人が複数 ある場合にお ける代表する 代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	☐
--------------------------------------	--	--------------------------

依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	京都市下京区綾小路通新町西入矢田町116 電 話 (075) 344 — 5724

1 税務代理の対象に関する事項

税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)	年 分 等
所得税 (復興特別所得税を含む) ※ 申 告 に 係 る も の	☐ 年分
法 人 税 (復興特別法人税を含む)	☒ 自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 (譲 渡 割)	☐ 自 年 月 日 至 年 月 日
所得税 (復興特別所得税を含む) ※ 源 泉 徴 収 に 係 る も の	☐ 自 年 月 日 至 年 月 日 (法 定 納 期 限 到 来 分)
税	☐
税	☐
税	☐
税	☐

2 その他の事項

※ 事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・ ・ () 部門
---------	----	----	--------	------------

納 税 一 覧 表

コ ー ド: 0392

(確 定)

事業年度 自 令和 4 年 4 月 1 日
法 人 名: 公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会 御中 至 令和 5 年 3 月 31 日

区 分	年 税 額	予 定 ・ 中 間 納 付 額	申 告 納 付 額	見 込 納 付 額	差 引 納 付 額	翌 期 予 定 納 付 額
法 人 税	円	円	円	円	円	円
地 方 法 人 税						
事 業 税						
所得割額						
付加価値割額						
資 本 割 額						
収 入 割 額						
特別事業税額						
都道府県民税	20,000		20,000	20,000		
法人税割額						
均 等 割 額	20,000		20,000			
事業税と都道府県民税の計	20,000		20,000	20,000		
市 町 村 民 税	50,000		50,000	50,000		
法人税割額						
均 等 割 額	50,000		50,000			
小 計	70,000		70,000	70,000		
消 費 税						
消 費 税						
地方消費税						
事 業 所 税						
合 計	70,000		70,000	70,000		

控除所得税他

控除地方法人税

円 (別途還付額

円)

※ 「特別事業税額」 は、特別法人事業税額です。

令和 年 月 日 税務署長殿	所管 業種 概況 要否 別表等	青色申告 一連番号
納税地 京都市下京区綾小路通新町西入 矢田町116 電話 (075) 344 - 5724	通算グループ 整理番号 通算親法人 整理番号	整理番号 事業年度 (至) 売上金額 申告年月日 通信日付印 確認 庁指定 局指定 指導等 区分 申告区分 法人税 中間 期限後 修正 地方 法人税 中間 期限後 修正
(フリガナ) コウエキザイダンホウジン ナラヤキネンシギモトケホゾンカイ	法人区分 事業種目 期末現出資金の額 円 非中小法人 同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	※ 税務署 税務理 税務理士 税務理士法人 税務理士法人優和 京都本部
法人名 公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会	同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	税務理士法人優和 京都本部
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	税務理士法人優和 京都本部
(フリガナ)	旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	税務理士法人優和 京都本部
代表者	旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	税務理士法人優和 京都本部
代表者住所	旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	税務理士法人優和 京都本部

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令四・四・一以後終了事業年度等分

令和 04 年 04 月 01 日 事業年度分の法人税 確定 申告書

課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書

令和 05 年 03 月 31 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)

適用額明細書 提出の有無	(有) (無)
税理士法第30条 の書面提出有	(有) (無)
税理士法第33条 の2の書面提出有	(有) (無)

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	十億 百万 千 円	14923
法人税額 (52) + (53) + (54)	2		0
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3		
税額控除超過額 相当額等の加算額	4		
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「24」) (74) + (75) + (76)	5		000
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	6		000
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	7		000
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9		0
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	10		
控除税額 (9) - (10) - (11) - (12)	11		
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	12		00
中間申告分の法人税額	13		00
差引確定 法人税額 (13) - (14)	14		00
課税標準 法人税額 (29) + (30)	29		0
課税標準 法人税額 (29) + (30)	30		000
課税標準 法人税額 (29) + (30)	31		000
課税標準 法人税額 (29) + (30)	32		0
課税標準 法人税額 (29) + (30)	33		0
課税標準 法人税額 (29) + (30)	34		000
課税標準 法人税額 (29) + (30)	35		0
課税標準 法人税額 (29) + (30)	36		0
課税標準 法人税額 (29) + (30)	37		0
課税標準 法人税額 (29) + (30)	38		00
課税標準 法人税額 (29) + (30)	39		00
課税標準 法人税額 (29) + (30)	40		00
課税標準 法人税額 (29) + (30)	41		00
所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	16		
外国税額 (別表六(二)「24」)	17		
計 (16) + (17)	18		
控除した金額 (12)	19		
控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20		
所得税額の還付金額 (20)	21		
中間納付額 (14) - (13)	22		
欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	23		
計 (21) + (22) + (23)	24		
この申告前の所得 金額又は欠損金額 (59)	25		
この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (64)	26		00
欠損金又は災害損失等の当座控除額 (別表七(一)「4の計」) (別表七(二)「9」) (別表七(三)「10」)	27		0
繰越欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5の合計」)	28		14923
外国税額の還付金額 (79)	42		
中間納付額 (40) - (39)	43		
計 (42) + (43)	44		
所得金額に 対する法人税額 (67)	45		
課税留保金額に 対する法人税額 (68)	46		
課税標準法人税額 (69)	47		000
この申告により納付 すべき地方法人税額 (73)	48		00
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額			
剰余金の配当又は 引渡しの日			
還付を受ける金融機関等			
銀行 本店・支店 郵便局名等			
金庫・組合 出張所 預金			
農協・漁協 本所・支所			
口座番号			
ゆうちょ銀行の 貯金記号番号			
※税務署処理欄			

税理士名 税理士法人優和 京都本部
代表社員

事業 年度等	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
-----------	-------------------------	-----	-----------------------

法人税額の計算									
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円×$\frac{12}{12}$のうち少ない金額)又は別表三(表55)		49	000	(49)の15%又は19%相当額	52				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{12}$		50	000	(50)の22%相当額	53				
その他の所得金額 (1) - (49) - (50)		51	000	(51)の19%又は23.2%相当額	54				
地方法人税額の計算									
所得の金額に対する法人税額 (29)		55	000	(55)の10.3%相当額	57				
課税留保金額に対する法人税額 (30)		56	000	(56)の10.3%相当額	58				
この申告が修正申告である場合の計算									
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	59		地方税法上の	所得の金額に対する法人税額	67		
		課税土地譲渡利益金額	60			課税留保金額に対する法人税額	68		
		課税留保金額	61			課税標準法人税額 (67) + (68)	69	000	
		法人税額	62			確定地方法人税額	70		
		還付金額	63	外		還付金額	71		
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15) - (62))若しくは((15) + (63))又は((63) - (24))	64	外 00	計算	欠損金の繰戻しによる還付金額	72		
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65			この申告により納付すべき地方法人税額 ((41) - (70))若しくは((41) + (71) + (72))又は((71) - (44)) + ((72) - (44)の外書))	73	00	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	66							
土地譲渡税額の内訳									
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)		74	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)		76	00		
同上 (別表三(二の二)「28」)		75	0						
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算									
外国税額 (別表六(二)「57」)		77		控除しきれなかった金額 (77) - (78)		79			
控除した金額 (38)		78							

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業 年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
----------	-------------------------	-----	-----------------------

別表四(簡易様式)

令四・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額		処 分	
				留 保	社 外 流 出
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額		円	円	配 当	円
		△54,723	△54,723	その他	
加	損金経理をした法人税及び 地方法人税(附帯税を除く。)	2			
	損金経理をした道府県民税 及び市町村民税	3			
	損金経理をした納税充当金	4	70,000		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		その他	
	減価償却の償却超過額	6			
	役員給与の損金不算入額	7		その他	
	交際費等の損金不算入額	8		その他	
	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		外※	
		10			
	小 計	11	70,000	外※	0
減	減価償却超過額の当期認容額	12			
	納税充当金から支出した事業 税等の金額	13	30,200		
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15		※	
	受贈益の益金不算入額	16		※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※	
	法人税等の中間納付額及び 過誤納に係る還付金額	18			
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19		※	
	通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20		※	
		21			
算	小 計	22	30,200	外※	0
	仮 計 (1)+(11)-(22)	23	△14,923	外※	0
	対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二)「29」又は「34」)	24		その他	
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)「10」)	25	△	※	△
	仮 計 (23)から(25)までの計)	26	△14,923	外※	0
	寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		その他	
	法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③「1」)	29		その他	
	税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)の二)「7」)	30		その他	
	分税調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得等相当額 (別表六(五)の二)「5」の②「1」又は別表十七(三)の六「1」)	31		その他	
	合 計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)	34	△14,923	外※	0
	中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額	37		※	
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※	
算	差 引 計 (34)+(37)+(38)	39	△14,923	外※	0
	更生欠損金又は民事再生法等による場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	※	△
	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)	41		※	
	差 引 計 (39)+(40)±(41)	43	△14,923	外※	0
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計「10」)	44	△	※	△
	総 計 (43)+(44)	45	△14,923	外※	0
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△		
	所得金額又は欠損金額	52	△14,923	外※	0

(簡)

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会	別表五(一)
------	-------------------------	-----	-----------------------	--------

令四・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書									
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③			
			減		増				
			①	②	③			④	
利 益 準 備 金	1	円		円	円		円		
別 途 積 立 金	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
	20								
	21								
	22								
	23								
	24								
繰越損益金（損は赤）	25	392,294		392,294	337,571		337,571		
納 税 充 当 金	26	211,100		211,100	70,000		70,000		
未（退 納職 年 法 金 等 の 人 積 を 立 除 く に 等）	未納法人税及び未納地方法人税 （附帯税を除く。）	27	△ 104,400	△ 104,400	中間△ 確定△	△	0		
	未払通算税効果額 （附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28			中間△ 確定△				
	未納道府県民税 （均等割額を含む。）	29	△ 20,900	△ 20,900	中間△ 確定△ 20,000	△	20,000		
	未納市町村民税 （均等割額を含む。）	30	△ 55,600	△ 55,600	中間△ 確定△ 50,000	△	50,000		
差 引 合 計 額	31	422,494		422,494	337,571		337,571		

II 資本金等の額の計算に関する明細書									
区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①－②＋③			
			減		増				
			①	②	③			④	
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円		円	円		円		
資 本 準 備 金	33								
	34								
	35								
差 引 合 計 額	36	0		0	0		0		

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度 令 4. 4. 1
令 5. 3. 31 法人名 公益財団法人 奈良屋
記念杉本保存会

別表五(二)

令四・四・一以後終了事業年度分

税 目 及 び 事 業 年 度				期 末 首 納 税 額	当 期 発 生 税 額	当 期 中 の 納 付 税 額					期 末 現 在 額 ①+②-③-④-⑤
						充 当 に よ	取 崩 し 付	仮 払 る 経 理 に 付	損 金 を 経 理 に 付		
				①	②	③	④	⑤	⑥		
法人税及び地方法人税	： ：			1	円		円	円	円		
	令 3	・ 4	1	2							
	令 4	・ 3	31		104,400	104,400			0		
	当 中	間		3							
	期 確	定		4							
計				5	104,400	0	104,400	0	0		
道府県民税	： ：			6							
	令 3	・ 4	1	7							
	令 4	・ 3	31		20,900	20,900			0		
	当 中	間		8							
	期 確	定		9		20,000			20,000		
計				10	20,900	20,000	20,900	0	0	20,000	
市町村民税	： ：			11							
	令 3	・ 4	1	12							
	令 4	・ 3	31		55,600	55,600			0		
	当 中	間		13							
	期 確	定		14		50,000			50,000		
計				15	55,600	50,000	55,600	0	0	50,000	
事業人税 事業及び 特別	： ：			16							
	令 3	・ 4	1	17							
	令 4	・ 3	31		30,200	30,200			0		
	当 期 中 間 分			18							
計				19	30,200	0	30,200	0	0	0	
その他の	損金算入のもの	利 子 税	20								
		延 滞 金 (延納に係るもの)	21								
		印 紙 税 他	22		120			120		0	
			23								
	損金不算入のもの	加算税及び加算金	24								
		延 滞 税	25								
		延 滞 金 (延納分を除く。)	26								
		過 怠 税	27								
		源 泉 所 得 税	28								
			29								
納 税 充 当 金 の 計 算											
期 首 納 税 充 当 金				30	211,100円	取 崩 額	損 金 算 入 の も の	36		円	
繰 入 額	損金経理をした納税充当金			31	70,000		損 金 不 算 入 の も の	37			
				32				38			
	計 (31)+(32)			33	70,000		仮 払 税 金 消 却	39			
取 崩 額	法 人 税 額 等 (5の③)+(10の③)+(15の③)			34	180,900		計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40		211,100	
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)			35	30,200	期 末 納 税 充 当 金 (30)+(33)-(40)	41		70,000		
通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細											
事 業 年 度				期 末 首 決 済 額	当 期 発 生 額	当 期 中 の 決 済 額		期 末 現 在 額			
				①	②	③	④	⑤			
： ：				42	円		円	円			
： ：				43							
当 期 分				44	中間	円					
					確定						
計				45							

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書	事業年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会	別表七(一)

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	令 4. 4. 1 令 5. 3. 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
------	-------------------------	-----	-----------------------

別表十四
(二)

令四・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合					
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円		
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2							
		その他の寄附金額	3				同上以外のみなし寄附金額		26	1,169,821
		計 (1)+(2)+(3)	4				その他の寄附金額		27	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5				計 (25)+(26)+(27)		28	1,169,821
		計 (4)+(5)	6							
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7			所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29	△14,923			
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			寄附金支出前所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)	30	1,154,898			
	同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	9			同上の $\frac{50 \text{ 又は } 5.0}{100}$ 相当額 ($\frac{50}{100}$ 相当額が年200万円に満たない場合(当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。))は、年200万円	31	2,000,000			
	期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額 (別表五(一)「36の④」)又は(別表五(一)「32の④」+「33の④」) (マイナスの場合は0)	10			公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	32				
	同上の月数換算額 (10) $\times \frac{1}{12}$	11			長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (25)と融資金の年5%相当額のうち少ない金額	33				
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12			損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額又は(31)と(33)のうち多い金額	34	2,000,000			
	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) $\times \frac{1}{4}$	13			指定寄附金等の金額 (41の計)	35				
	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) $\times \frac{6.25}{100}$	14			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36				
	期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額の月数換算額 (11) $\times \frac{3.75}{1,000}$	15			(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28) - (36)	37	1,169,821			
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)+(15)) $\times \frac{1}{2}$	16			損金算入限度額 (37) - (34) - (35)	38	0			
	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額	17			国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39				
	指定寄附金等の金額 (1)	18			計 (38)+(39)	40	0			
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額	19								
	(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)	20								
	損金不算入額	21								
	同上のうち損金の額を算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	22								
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	23								
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	24								
計 (21)+(22)+(23)	24									
指定寄附金等に関する明細										
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額	41					
・					円					
・										
・										
・										
計										
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細										
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額	42					
・					円					
・										
・										
・										
計										
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細										
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額	円					
・										
・										
・										
・										

交際費等の損金算入に関する明細書

事業 年度	令 4. 4. 1	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
	令 5. 3. 31		

別表十五

令四・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円 6,593	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円 6,593
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)× $\frac{50}{100}$	2	0			
中小法人等の定額控除限度額 (1)と $((800万円 \times \frac{12}{12})$ 又は(別表 十五付表「5」)のうち少ない金額)	3	6,593	損金不算入額 (1)－(4)	5	0

支出交際費等の額の明細

科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
交 際 費	円 6,593	円	円 6,593	円 0
計	6,593	0	6,593	0

令和 年 月 日		自平成 令和 年 月 日		至平成 令和 年 月 日		事業年度分の適用額明細書 (当初提出分)・再提出分)					
下京		税務署長殿		收受印							
納税地		京都市下京区綾小路通新町西入矢田町116				整理番号					
(フリガナ)		コウエキザイダンホウジン ナラヤキネンズギモトケホゾンカイ				提出枚数		枚		うち 枚目	
法人名		公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会				事業種目		公益財団法人の不動産業		業種番号	
法人番号						※税務署処理欄		提出年月日		令和 年 月 日	
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額		兆 十億 百万 千 円 									
所得金額又は 欠損金額		十億 百万 千 円 									

[illegible]

※処理事項		発信年月日 通信日付印		確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
受付印		令和 年 月 日		法人番号		この申告の基礎			申告年月日
京都府知事 殿						法人税の令和 年 月 日			令和 年 月 日
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)		京都市下京区綾小路通新町西入 矢田町116 (電話 075-344-5724)				事業種目		公益財団法人の不動産業	
(ふりがな)		こうえきざいだんほうじん ならやきねんすぎもとけぼんかい				期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)		兆 十億 百万 千 円	
法人名		公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会				同上が1箇月以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		兆 十億 百万 千 円	
(ふりがな) 代表者氏名		(ふりがな) 経理責任者氏名				期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		兆 十億 百万 千 円	
						期末現在の額		兆 十億 百万 千 円	

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度分又はの道府県民税の確定申告書 ※

(事業税)	摘要		課税標準		税率(100)	税額		(使途秘匿金税額等)		道府県民税	
	所得金額総額 (68)-(69)又は別表5(34)		兆 十億 百万 千 円			△14923		法人税法の規定によって計算した法人税額		0	
	年400万円以下の金額		000		3.50	00		試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
	年400万円を超え年800万円以下の金額		000		5.30	00		還付法人税額等の控除額			
	年800万円を超える金額		000		7.00	00		退職年金等積立金に係る法人税額			
	計 (29)+(30)+(31)		000			00		課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④		000	
	軽減税率不適用法人の金額		000		7.00	00		2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		000	
	付加価値額総額		000			00		法人税割額 (5)又は(6)×100		1.00	
	付加価値額		000			00		道府県民税の特定寄附金税額控除額			
	資本金等の額総額		000			00		税額控除超過相当額の加算額			
	資本金等の額		000			00		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
	収入金額総額		000			00		外国の法人税等の額の控除額			
	収入金額		000			00		仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
	合計事業税額 (29)+(35)+(37)+(39)又は(33)+(35)+(37)+(39)		00			00		差引法人税割額 (7)-(8)+(9)-(10)-(11)-(12)		00	
	事業税の特定寄附金税額控除額		00			00		既に納付の確定した当期分の法人税割額		00	
差引事業税額 (40)-(41)-(42)		00			00		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		00			00		この申告により納付すべき法人税割額 (13)-(14)-(15)		00		
所得割		00		付加価値割	00		均等割		12月		
資本割		00		収入割	00		20,000円×(17)/12		20000		
(66)のうち見込納付額		0		差引	0		既に納付の確定した当期分の均等割額		00		
摘要		課税標準		税率(100)	税額		この申告により納付すべき均等割額 (18)-(19)		20000		
所得割に係る特別法人事業税額		00		37.0	00		この申告により納付すべき道府県民税額 (16)+(20)		20000		
収入割に係る特別法人事業税額		00			00		(21)のうち見込納付額		20000		
合計特別法人事業税額 (23)+(24)		00			00		差引 (21)-(22)		0		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		00		差引特別法人事業税額(25)-(26)	00		特別区分の課税標準額		000		
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		00		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	00		同上的税額 (24)×100				
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (27)-(28)		00		(26)のうち見込納付額	0		市町村分の課税標準額		000		
差引		0			0		同上的税額 (25)×100				
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))		△14923		63		△14923		法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
加算		64		65		66		法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額			
減算		67		68		69		決算確定の日		令和 5・6・28	
内訳		70		71		72		解散の日		・	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		73		74		75		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))		△14923		76		77		申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税 有・無 法人税 有・無	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		78		79		80		法人税の申告書の種類		(青色)・その他	
還付請求中間納付額		81		82		83		この申告が中間申告の場合の計算期間		・	
								翌期の中間申告の要否		要・否 国外関連者の有無 有・無	
								還付を受けようとする金融機関及び支払方法		口座番号()	

(道府県民税)

開署
与税理士名

代表社員
税理士法人優和 京都本部

(電話
075125210002)

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業年度	令和 4 ・ 4 ・ 1 令和 5 ・ 3 ・ 31	法人名	公益財団法人 奈良屋 記念杉本保存会
------	-------------------------------	-----	-----------------------

第六号様式別表九（控用）

控除前所得金額 第6号様式⑧－(別表10⑨又は⑪)		①	円 損金算入限度額 △14,923 ① × $\frac{50 \text{ 万円} \times 100}{100}$		②	円 △14,923
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ (当該事業年度の③と②－当該事業年度前の④の合計額のうち少ない金額)	翌期繰越額⑤ (③－④)又は別表11⑩)	
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金	円		円		
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金			円		
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
・ ・ ・ ・	欠損金額等・災害損失金					
計		0		0	0	
当期分 同様のうち	欠損金額等・災害損失金	14,923				
	災害損失金				円	
	青色欠損金	14,923			14,923	
合計					14,923	
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日		・	
当期の欠損金額⑥	円		差引災害により生じた損失の額(⑦－⑧)⑨		円	
災害により生じた損失の額⑦			繰越控除の対象となる損失の額(⑥と⑨のうち少ない金額)⑩			
保険金又は損害賠償金等の額⑧						

※処理事項	発信年月日	整理番号	郵政区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認		24670059	

受付印	令和 年 月 日	法人番号	申告年月日
	京都市長	殿	年 月 日
所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	京都市下京区綾小路通新町西入 矢田町116 (電話 075-344-5724)	この申告の基礎	1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。
(ふりがな)	こうえきざいだんほうじん ならやきねんすぎもとけほぞんかい	事業種目	公益財団法人の不動産業
法人名	公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会	期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
代表者氏名	経理責任者氏名	期末現在の資本等	

令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度又は連結事業年度の市町村民税の 確定 申告書 ※

摘 要		課 税 標 準	税率(%)	税 割 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)	①	(十億 百万 千 円)		
法人税法の規定によって計算した法人税額		0		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	000	6.00	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤ × ⑥)	⑥	000		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫			00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮			00
均 等 割 額	⑯	月 円× 10/12		50000
算定期間中において事務所等を有していた月数				
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰			00
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑰	⑱			50000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑱	⑲			50000
⑲のうち見込納付額	⑳			50000
差 引	㉑			0

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数
本店	京都府京都市下京区		2
			2
合 計		2	2

区 名	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	令和 5・6・28	法人税の申告書の種類	青色・その他
下京区	12	2	50000	解散の日	・		
			00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・	翌期の中間申告の要否	要・否
			00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	・	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無
			00	この申告が中間申告の場合の計算期間	・		
			00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	口座番号(普通・当座)		
			00	還 付 請 求 税 額		十億 百万 千 円	
			00	法第15条の4 の徴収猶予を受けようとする税額			

関署
与税
理士
名
代表
税理
士法
人優
和
京
都
本
部

(電話 075125210002)

納 税 一 覧 表

コ ー ド: 0392

(確 定)

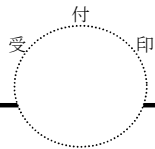
事業年度 自 令和 4 年 4 月 1 日
法 人 名: 公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会 御中 至 令和 5 年 3 月 31 日

区 分	年 税 額	予 定 ・ 中 間 納 付 額	申 告 納 付 額	見 込 納 付 額	差 引 納 付 額	翌 期 予 定 納 付 額
法 人 税	円	円	円	円	円	円
地 方 法 人 税						
事 業 税						
所得割額						
付加価値割額						
資 本 割 額						
収 入 割 額						
特別事業税額						
都道府県民税	20,000		20,000	20,000		
法人税割額						
均 等 割 額	20,000		20,000			
事業税と都道府県民税の計	20,000		20,000	20,000		
市 町 村 民 税	50,000		50,000	50,000		
法人税割額						
均 等 割 額	50,000		50,000			
小 計	70,000		70,000	70,000		
消 費 税						
消 費 税						
地方消費税						
事 業 所 税						
合 計	70,000		70,000	70,000		

控除所得税他 円 (別途還付額 円)

控除地方法人税 円

※ 「特別事業税額」 は、特別法人事業税額です。



税 務 代 理 権 限 証 書

※ 整理番号

年 月 日 下京税務署長 殿	税 理 士 又 は 税理士法人	氏 名 又 は 名 称	税理士法人 優和
		事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	税理士法人 優和 東京都港区四丁目4番5号 三田KMビル 電 話 (03) 3455 — 6666 連 絡 先 [税理士法人 優和 京都本部 京都市中京区御池高倉通西入高宮町200番地 電 話 (075) 252 — 0002]
		所属税理士会等	近畿 税 理 士 会 中京 支 部 登 録 番 号 等 第 656-1 号

上記の ~~税理士~~ 税理士法人 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 年 月 日

過 年 分 に 関 す る 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
-----------------------------	---	-------------------------------------

調査の通知に 関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
-----------------	---	-------------------------------------

代理人が複数 ある場合にお ける代表する 代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	☐
--------------------------------------	--	--------------------------

依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	公益財団法人 奈良屋記念杉本保存会
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	京都市下京区綾小路通新町西入矢田町116 電 話 (075) 344 — 5724

1 税務代理の対象に関する事項

税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)	年 分 等
所得税 (復興特別所得税を含む) ※ 申 告 に 係 る も の	☐ 年分
法 人 税 (復興特別法人税を含む)	☒ 自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 (譲渡割)	☐ 自 年 月 日 至 年 月 日
所得税 (復興特別所得税を含む) ※ 源 泉 徴 収 に 係 る も の	☐ 自 年 月 日 至 年 月 日 (法 定 納 期 限 到 来 分)
税	☐
税	☐
税	☐
税	☐

2 その他の事項

※ 事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・ ・ () 部門
---------	----	----	--------	------------